

上松町 産業立地に係る優遇制度

<令和3年3月現在>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上松町	工場誘致条例	S41.9	○固定資産取得額 1,000万円以上 ○従業員 100人以上	奨励金 ○奨励金交付（3年間） （町民税+固定資産税）×各号の割合 (1)初年度 10割 (2)2年度 7割 (3)3年度 5割
	小企業振興資金 あっせん規則	S51.1	○町内小企業者の運転資金、設備資金 ○町内居住の従業員 20人以下 ○1年以上継続して事業を営んでいること ○町税を完納していること ○健全な借入目的であること	融資 ○1企業につき500万円以内 ○運転資金 84ヶ月以内 ○設備資金 120ヶ月以内 ○貸付利率 1.9%

〈地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る税制上の優遇措置等〉

市町村名	条例名	制定年月	対象業種の範囲	要件	内容
上松町	上松町地域経済 牽引事業の促進 に係る固定資産 税の課税免除に 関する条例	H22.6 (H30.6 改 正)	基本計画に定められた指定 業種うち以下のもの ・製造業 ・情報通信業 ・情報通信技術利用業 ・運輸業 ・卸売業 ・自然科学研究所	取得価格 ・農林漁業関連業種 5,000万円越 ・それ以外 2億円越	課税免除 ○措置範囲 固定資 産税（土地、家屋（事 務所除く） ○適用期間 3年間

【問い合わせ先】

上松町役場 0264-52-2001（代表）

産業観光課 商工観光係 0264-52-4804（課直通）

企画財政課 税務係 0264-52-4801（課直通）